

収去検査結果の概要(令和8年1月～3月)

食品等の分類	検査 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	30	30	-
無加熱摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	36	34	2 ※1
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	234	233	1 ※2
乳製品	2	2	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	20	20	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	98	98	-
菓子類	49	49	-
清涼飲料水	11	11	-
酒精飲料	-	-	-
氷雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	3	3	-
その他の食品	9	9	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	13	13	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	505	502	3

※1 食品表示法違反（添加物の表示不備）、鯨肉製品成分規格違反

※2 動物用医薬品基準値超過

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。